福県医発第3055号（地）
令和３年３月２日

各 医 師 会 長　　殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
（公 印 省 略）

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その56）」の送付について

今般、厚生労働省保険局医療課より疑義解釈が発出されましたので、別添のとおりお送りいたします。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、本会ホームページ会員専用「令和２年度診療報酬改定について」（https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/h30_copy.html）に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

（保 356）
令和３年２月２５日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　吉　郎
（公印省略）

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 56）」の送付について

令和２年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和２年３月５日付け日医発第 1181 号（保 265）「令和２年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和２年度診療報酬改定に関するＱ＆Ａ「疑義解釈資料の送付について（その 56）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】
疑義解釈資料の送付について（その 56）
（令 3.2.18　事務連絡　厚生労働省保険局医療課）

事　務　連　絡
令和３年２月 18 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）　　御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 56）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和２年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和２年３月５日保医発 0305 第１号）等により、令和２年４月１日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

（別添）

医科診療報酬点数表関係

【インフルエンザウイルス抗原定性】

問１　「鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のＡ型インフルエンザウイルス抗原及びＢ型インフルエンザウイルス抗原の検出」を使用目的として令和３年２月 18 日付けで薬事承認された「HISCL インフルエンザ 試薬」（シスメックス株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和３年２月 18 日より保険適用となる。なお、当該検査を実施する場合は、区分番号「Ｄ０１２」感染症免疫学的検査の「22」インフルエンザウイルス抗原定性を算定すること。

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出】

問２　令和２年５月 13 日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和３年２月 18 日付けで薬事承認された「Ｓｏｆｉａ　アナライザー用　ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２　ＦＩＡ」（ＳＢバイオサイエンス株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和３年２月 18 日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出】

問３　令和２年３月６日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和３年２月 18 日付けで薬事承認された「スマートジーン　ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２」（株式会社　ミズホメディー）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和３年２月 18 日より保険適用となる。